

## Topics

## 中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

### ☆委託投資状況下における受益所有者の認定に関する公告（国家税務総局公告2014年第24号，2014年4月21日発布）

当局は、2009年及び2012年に、それぞれ、《国家税務総局による租税条約における“受益所有者”の解釈及び、認定に関する通知》（国税函[2009]601号）及び《国家税務総局による租税条約における“受益所有者”の認定に関する公告》（国家税務総局公告2012年第30号）を発布した。本公告は、これらの2つの公告を基礎として、委託投資状況下における受益所有者の判定につき、さらなる詳細な規定となる。本公告の主要な内容に関する解説は、次のとおりである。

#### 一、他の投資方法と比較した場合における委託投資の最大の特徴は？

本公告のいう委託投資とは、非居住者が、自身の所有する資金を、直接、国外の専門機関に投資し、国外の専門機関から居住者企業の株式もしくは債券に投資する状況のことをいう。他の投資方法と比較して、委託投資の最大の特徴は、非居住者が投資収益を取得し、かつ投資リスクを負担することであり、国外専門機関は、一般に、その提供した委託投資サービスによりサービス費用又は手数料を取得するのみで、投資リスクを負わないことにある。

#### 二、投資連鎖（多段階投資）の上で、非居住者以外の者が受領した費用又は取得した報酬と、投資収益に関する状況の処理方法は？

委託投資状況下で、投資連鎖上、非居住者以外の者が受領した費用又は取得した報酬は、一般に、投資収益と関係はないが、もしその費用又は報酬が投資収益と関係があるのであれば、その該当する部分の費用又は報酬は、租税条約の恩典を享受できない。非居住者は、その取得した投資収益部分につ

き、恩典の享受を申請することができ、さらには、本公告の規定に照らし、受益所有者か否かが判定される。

#### 三、税務機関による受益所有者の判定は、変更可能か？

非居住者が税務機関に資料を提出した後、税務機関は、情報交換を通じて、租税条約の締約相手国家（地区）の主管当局に対し、当該資料が正確なものであるかどうかを確認することができる。仮に、情報交換又はその他の方法により、非居住者の提供した資料が事実と一致しないことが発見された場合、非居住者は、租税条約の恩典を享受することができず、税務機関は認定結果を変更することができ、税収管理法及び国税発[2009]124号の規定に従い処理する。

#### 四、受益所有者である事を申請する非居住者は、多くの資料を提出し、税務機関の審査を受けなければならないが、非居住者納税者及び税務機関の負担をどのように軽減することができるか？

本公告の規定では、配当又は利息に係る条項の免税措置の規定に符合する非居住者は、同一の枠組み、同一の投資連鎖の各当事者、同一の投資契約又は協定で取得した投資所得に関し、3年以内は、同一の主管税務機関に対し、重複して受益所有者の申請を行う必要はないとし、これにより、非居住者である納税者及び税務機関の負担を軽減する。但し、非居住者である受益所有者の状況に変化が生じた場合は、非居住者は、直ちに、主管税務機関に通知しなければならない。

## Topics

### ☆電信業が営業税から増値税への改革試験の対象となることに係る通知（財税[2014]43号，2014年4月29日発布，2014年6月1日施行）

各省、自治区、直轄市、計画単位市財政庁（局）、国家税務総局、地方税務局、新疆生産建設兵団財務局：

国务院の批准を経て、電信業が営業税から増値税への改革（以下、「營改増」）試験の対象となる。以下、関連事項を通知する。

一、中華人民共和国国内（以下、「国内」）にて電信サービスを提供する会社及び個人は、増値税納税人となり、本通知、及び《財政部・国家税務総局による鉄道運輸と郵政業が営業税から増値税への改革試験の対象となることに関する通知》（財税[2013]106号）の規定に従い増値税を納税するものとし、営業税の納税は行わない。

二、電信サービスは、財税[2013]106号通知が規定する課税サービスの範囲に含まれる。具体的な課税サービスの範囲は以下のとおり。

電信業とは、有線、無線の電磁システムもしくは光電システム等の各種電信ネットワーク資源を利用し、言語通話サービスの提供、または映像、ショートメール等の電子データ及び情報の送受信等を提供する業種をいう。電信業には、基礎電信サービスと付加価値電信サービスが含まれる。

基礎電信サービスとは、固定通信ネットワーク、移動通信ネットワーク、衛星、及びインターネットを通して、言語通話サービスを提供する業務、及び、帯域幅・周波数域帯等の基礎ネットワークのリースまたは販売を行う業務をいう。

付加価値電信サービスとは、固定通信ネットワーク、移動通信ネットワーク、衛星、有線テレビネットワークを利用した、ショートメール及びマルチメディアメッセージサービス、電子データや情報の伝達及びアプリケーションサービス、インターネットプロバイダサービス等の業務をいう。

三、基礎電信サービスについては増値税率11%、

付加価値電信サービスについては増値税率6%を適用する。

四、納税人が電信サービスを提供する際に、SIMカード、電信端末等の物品或いは電信業務サービスを付带的に提供する場合、受領した全ての代金及び価格外費用を区分して計算し、それぞれの適用税率により増値税を計算しなければならない。

五、チャイナモバイル、チャイナユニコム、チャイナテレコム及びその構成企業が、携帯電話ショートメール公益特別番号を通して、公益性機構のためのチャリティーサービスを行う場合、取得した全ての代金及び価格外費用より、公益性機構への募金額を差し引いた後の金額を販売額とする。

六、国内企業及び個人が中華人民共和国国外会社に提供した電信サービスは、増値税を免税する。

七、ポイント交換方式で提供する電信サービスは、増値税を徴収しない。

八、2015年12月31日までに、国内企業の一般納税人が衛星を通して提供する音声通話サービス、電子データ及び情報の伝達サービスについては、簡易課税方法による増値税額計算方法を選択することができる。

九、《国家税務総局〈営業税税目注釈（草稿）〉発布に関する通知》（国税発[1993]149号）において、郵便通信業税目に関する執行を停止する。

十、本通知は2014年6月1日より執行する。各地では、電信業に対する營改増に係る業務を重視し、当該業務を適切かつ確実に進めるための綿密な計画、責任の明確化、各種有効措置を講ずること、並びに試行前の準備及び試行過程のモニタリング及び規定に係る解釈指針の公表等の業務を行い、安定かつ秩序のある改革を滞りなく実行しなければならない。問題に直面した際には、直ちに財政部及び国家税務総局に報告する。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。